

羽生市公共工事前金払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく前金払の支払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる公共工事（以下「公共工事」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事で、1件の請負代金額が500万円以上のもの
- (2) 建設工事に伴う工事の設計及び調査又は測量で、1件の委託金額が300万円以上のもの

(前金払の割合等)

第3条 前金払の金額は、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げるもの 請負代金額の10分の4
 - (2) 前条第2号に掲げるもの 委託金額の10分の3
- 2 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負代金額又は委託金額に対してすることができる。
- 4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(特例)

第4条 市長は、特に必要と認めた場合には、前2条の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

(前払金の請求等)

第5条 前金払の支払を受けようとする受注者は、契約締結後、遅滞なく公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前金払に係る保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払を市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 前払金は、第1項の保証証書に記載された預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(前払金額の変更)

第6条 市長は、請負代金額又は委託金額が著しく増額された場合においては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金を追加して支払うことができる。

- (1) 第2条第1号に掲げるもの その増額後の請負代金額の10分の4
 - (2) 第2条第2号に掲げるもの その増額後の委託金額の10分の3
- 2 前払金の支払を受けた受注者は、請負代金額又は委託金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を越えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、市長は、当該期間内に部分払の支払をしようとするときは、その支払額からその超過額を控除することができる。
- (1) 第2条第1号に掲げるもの その減額後の請負代金額の10分の5
 - (2) 第2条第2号に掲げるもの その減額後の委託金額の10分の4

(前払金の用途制限)

第7条 前払金は、当該公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該公共工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。

(前払金の返還)

第8条 前払金の支払を受けた受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
 - (2) 契約を解除したとき。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
 - (4) 保証契約を解除したとき。
 - (5) その他市長が特に認めたとき。
- (遅延利息)

第9条 市長は、第6条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を市長の指定する期日までに返還しないときは、その未返還額につき、市長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、必要に応じて別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日告示第8号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月26日告示第19号)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成28年2月5日告示第4号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月22日告示甲第44号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の羽生市建設工事前金払要綱及び羽生市建設工事中間前金払要綱の規定は、施行の日以後に公告等を行う建設工事から適用する。

附 則(令和6年11月20日告示甲第66号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の第2条及び第3条の規定は、この告示の施行の日以後に公告等を行う公共工事から適用する。

附 則(令和8年6月26日告示甲第51号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に公告等を行う公共工事から適用する。